条例制定の趣旨

(「京丹後市観光立市推進会議」(令和2年9月4日)における京丹後市長あいさつより抜粋)

- 1 新型コロナウイルス感染症等の全国的なまん延の解消に向けまだまだ予断を許さない中、政府においては、先般、社会経済との両立をにらんだ展望を打ち出すとともに、本市を巡っては、いよいよ11月以降の本格的な観光シーズンが近づいてきました。
- 2 このような中、今後に向け、市民の命と健康をはじめ市民生活の安全、安心を確実に守ることを第一に前提にしながら、同時に、安全で安心な観光を着実かつ本格的に進めていく、その「両立を実現していく」ことが重要で、欠かせません。
- 3 その上で大切なことは、「市民生活の安全、安心の確保」と「観光の推進」は、時に、 対策の方向が衝突し、何もしないで放っておくだけでは、到底、両立はおぼつきません。
- 4 本市として、この間は、「3密の防止、新しい生活様式」の周知徹底や、業界ごとの自主的ガイドラインなどをお願いして、この両立に向けた取り組みを進めてきました。ただ、これらは、市における個別の制度的背景を持たないので、最終的に、市民や事業者、観光客の皆さんの自主的な取り組み、倫理的行動に依存するもので、それでは、精神的な面も含めて各種負担を市民、事業者各個人に背負っていただいている側面があることを否めず、観光を本格的に展望するうえでは、今後、安全、安心な生活と観光立市との

両立に不安を残す側面を有しています。

- 5 このため、秋冬の観光シーズンを本格的に迎えるにあたり、安全、安心の確保の上での市民、事業者、観光客はじめ関係者の役割や努力の方向性・責務などを、条例の形でまちのルールとして定め、皆で共有してまいりたく思います。このことで、関係者各個人への各種負担を軽減するとともに、「市民生活の安全、安心の確保」と「観光立市と安全、安心な観光推進」の両立を発展的、安定的に実現していくことに貢献していくものです。
- 6 なお、今回の条例案は、いわゆる"ウイズ(with)コロナ"の取組みですが、併せて、本件は、"アフター(after)コロナ"における、コロナ以外の様々な「安全・安心」を観光の付加価値の中心の一角に据え置く「未来型の観光戦略・観光立市」を進めていくスタートにもつながることを期待するものです。